

# 金沢の箔

[序一]

森 嘉 紀

## 1. はじめに

石川県は伝統的工芸品を産出することでは、国内においても有数の地であるが、その原材料である「箔」も例外でない。国際的に生産量を比較することは出来ないが、国内においては、金箔については全産出の99%以上、上澄と銀箔その他100%の生産量である<sup>(1)</sup>。

しかし伝統的な意味をもつこの箔産業も後述するような種々な理由で、金箔については将来に大きな期待が持たれないような状況下にある。この箔の歴史と現状並びに工程の概要を通観し、将来への展望へとしたいのが本稿のめざすものである。デザインの立場からの展望を試みるものである。

## 2. 能登、加賀の箔

箔の歴史についての文献は極めて少く、つまびらかにすることは困難である。文献類は取りまとめて完稿の末尾に参考年表と共に附記する予定である。

箔の製造工具類については、重要民族資料として、金沢市湯涌町百万石文化園江戸村加賀記念館（代表桜井唯能）に109種332点の膨大な量のものが保存管理されている<sup>(2)</sup>。明治大学下出積與教授の指導解説によるものである<sup>(3)</sup>。

鎌倉初期の成立とされている「宇治拾遺物語」の中に、大和国金峯山の金を窃取して箔をつくったということがあり、聖武天皇が奈良東大寺大仏の塗金のために陸奥国から砂金を献上したという。その後10世紀以降は、大陸よりの輸入とみられ、奥州藤原氏の黄金文化、近世戦国大名の金山開発などがあって江戸時代に入った。古代国家の繁栄は多量の金箔を必要としたことは遺品によっても明らかであろう。石川県においては古代に金箔が製造された可能性は殆んど

考えられない。

江戸時代を迎えるまでは金沢の箔についての状況はほとんど不明であるが、下出教授は「加賀金沢の金箔」<sup>(4)</sup>で、「加能の地に仏教文化が及んだ頃の古代寺院の成立時に、仏像や寺院の装飾に金箔が使われた筈で、貴重な材料は、造営の発願者や注文主である地方官とか地方豪族などが、その財力に応じて、京都など中央のものを求めて提供したと考えるのが至当であろう。」とされている。その後、白山本宮を中心とした白山文化の時代には更に多量の金箔を必要としたであろうが、地元で金箔を製造した確証はない。また室町時代には、大伽藍の諸寺が建立されてくるが、事情は変わらない。ただ、天正8年(1580)には、前田利家が銀箔の製造を金沢に命じていることがあり、当時金沢に製箔職人が在住していた事になる。これは、尾山御坊の寺内町に尾山御坊の御用を勤めた京都よりの移住職人か、或は前田利家が金沢入城以後に京都から招いた職人たちであったかも知れない。金沢で金箔が生産されるようになったのは、16世紀後半の尾山御坊時代としてもよいようである。

「国初遣文」文禄元年正月29日（1592）には、前田利長が豊臣秀吉の乗艦の用に供する為、銅及び金箔を封内に徵したことが記されている<sup>(5)</sup>。

「一、御舟之金具共に薄多入可申候へ共、俄無之候て手をつき申候。然者從利家薄之儀被仰越候付而、能州薄屋共へ被仰付候由候。此方之儀は急之用候間、先々薄出来次第、此方取寄申度候。被成其御心得、借給候者可為祝着事。」

正月二十九日 孫四利 長判」

この年3月には京師を経由して4月に名護屋（現、佐賀県鎮西町）に本營を進め、徳川家康

と共に朝鮮出兵のために秀吉に従って滞陣したが、その前にすでに能州へ艦船用の箔の製造を命じている<sup>(6)</sup>。翌2年2月7日附の書簡では、国元の留守を預っているものに次のように申しつけている。七尾の留守三輪吉宗には

尚々うちため候はくの事、有次第此方へ可上候。はく屋に人を付置可申付候うと。態申遣候。仍大明国勅使来三月罷越付て、我等所に御やどの事被仰付候。就其日本國武者揃をも被成、御みせ可有との事候。金子三枚か五枚分、はくをうたせ可申候。五月中にことごとく出来候様に可申付候。加州にても銀はくの事申付候。唯今まで打ちため候はく何ほど候哉、是又可申上候。尚長兵衛かたより可申上候也。

二月七日 ちくぜん印  
三輪藤兵衛 申給へ

金沢城の篠原一孝らへの書簡には  
尚々最前こしらへ候ながえ百本に、はくをおかせ可申候。金はくの事、藤兵衛かたへ申遣候、請取おかげ可申候。やり共出来候はゞ、さいくの者共何よのばせ可申候。百えだの長刀さやなどをも、びやくだんしたちにこしらへ可申候。みなどをもとがせ申候。  
態申遣候。乃來三月大明国勅使就罷越、勅使宿をも可被仰付申候。武者揃を被成、御みせ可有との事候。就其金はくの事は能州へ申遣候。其元にはく屋有次第に、銀はく五枚分か拾枚分うたせ可申候。五月中に出来候様にかたく可申付候。為其態申遣候也。

二月七日 ちくぜん印  
出羽守殿  
種善坊<sup>(7)</sup>

前田利家が明の勅使接待を命ぜられ、軍威を示す為の武者揃いの槍柄に箔を置く必要からの命令書であり、当時の武家の様子の一端をうかがわせるものがある。

この書簡では、金箔は七尾で、銀箔は金沢でと区別して命じている。なお金沢に対しては、「かたく申付くべく候」と嚴命をしているのは微妙である。下出教授の説では、利家は天正9

年（1581）に能登を領し、後、天正11年には加賀2郡を併領するようになり、翌年には宝達山の金鉱が開かれているから、材料にことか、なかったであろう。さらに「そのもとに箔屋あり次第に……」とは、金沢に箔屋がいるかいないかを意味するのではなく、金沢の箔屋はもともと前田家と結びついたものでなく、すでに滅亡している尾山御坊の庇護をうけていたものであったことを表す文書で、したがって利家は「かたく申付くべく候」とこの機会に新領主の威光を示す処置を留守の篠原らに厳命する態度に出たものと思われる。能登に対しては単に「申し付くべく候」と穏やかな文言は、おそらく七尾の箔屋は、早くから前田家と結びついていたものではあるまいか<sup>(8)</sup>という推論を下しておられるのは理解し易い説である。

能登の箔屋というのは、鹿島郡矢田御村字矢田（現七尾市）に住んでいたとされる箔屋佐助であったと伝えられている。「七尾町箔屋系図<sup>(9)</sup>」によれば、

浪人侍、京の山崎に罷在。倅佐助箔を  
松井惣兵衛 打ち覚申候故、北国に下、箔を以商売  
仕候。

箔屋佐助 箔を打ち殿様に指上候處、殊の外御意  
に入、諸役御免を被仰付候。又候天満  
にて百間四方の地拝領仕候。

箔屋藤四郎 浄法、寛永十六年正月  
二十七日病死、年七十四

浪人侍の松井惣兵衛が箔打ちの技術を持った倅と北国に下った時機は明らかでないが、前田家との深い関係はあったと思われる。利家が、能登に入城した天正9年（1581）以後に京都から招いたものか、室町初期から幕府の名門として高い家柄の能登の守護畠山家と関係があったかであろう。七尾を中心とした能登文化は当時の畠山家を考えた場合、文化人、芸術家の往来と共に箔屋との交流もあったと見る方が可能性が高く穩當である<sup>(10)</sup>。とすれば、松井惣兵衛が七尾へ来たのは、畠山氏が上杉謙信に亡された天正5年（1577）以前でなければならない。

いずれにしても、能登も金沢も箔打ちが始ったのは、京都よりの移入技術だと考えるのが至

であろう。

加能における箔打ちは、利家頃に始ったと考えられ、さかのぼっても桃山末期であろう。能登の箔屋佐助の子藤四郎は、系図によれば、寛永16年（1639）に病死しており、箔屋と名乗っているから箔屋を営んでいたとみられ、その業は寛永年間（1624～43）中は存在したものと思われる。一方、金沢での箔打ちの消息は文化5年（1808）まで欠落することになって知ることが出来ない。

### 3. 江戸幕府の統制

寛文7年（1667）に幕府は各藩に貨幣の铸造禁止令を下し、貨幣铸造権を集中掌握した。これは貨幣の原材料である金銀銅などの地金を統制下においていたものと思われる。2年後寛文9年には加賀藩に対して銀貨铸造を厳禁していることは、貨幣の铸造禁止による、中央集権の強化とともに金銀など貴重な材料をも統制下におくこととなり、箔用地金として加賀藩で金銀が自由に使用出来たかどうか疑わしい。寛文9年までに完全に姿を消したであろうというのが下出教授の説である。<sup>(11)</sup>

貞享年間から元禄年間（1684～1704）にかけて加賀藩細工所が拡大整備されてゆき、5代藩主綱紀の頃最盛期をむかえ、百工比照など美術工芸の頂点を極める事となる。当然、金箔の需要も少くなかったであろうが、それらは、おそらく江戸、京都より移入して使用していたと考えるのが穩当のように思われる。江戸幕府に対する加賀藩の処し方から考えても箔の密造は行われなかつたのではなかろうか。

さらに元禄9年（1696）に幕府は江戸に箔座を設けた。元禄前後には、奢侈の風が高まり、社寺、仏具類、屏風、漆器、陶器、刀剣、繡、丸薬などにも金銀箔が多用され、使い捨てのものにまで至った事により金銀の浪費がはげしくなることの防止策と幕府の経済政策であろう。

箔座が設けられることによって、それまでの箔屋は当然箔座の承認を受けなくてはならなくなつた。さらにその製品や上澄にも箔座の極印が付けられ、箔運上を納めなければならなくなつた。

幕府はすべての生産者の掌握とその製品にまで完全に管理統制を行うこととなつた。

宝永2年（1705）にはさらに統制が箔座集中の方向に強化された。それまで極印のある地金類は、両替屋、下金屋、小道具屋なども自由に取引出来たものを、以後はすべての売買が箔座でのみ行われることとなつた。

宝永6年（1709）には箔座が廃止されたが、箔座の権限は勘定奉行支配の御金改所にすべて引継がれ、金箔の製造は、江戸、京都の箔屋にのみ許された。

いわゆる金座時代になつても、箔座時代の統制と変るところはなかったとみられる。特例として、尾張徳川家、奥州伊達家、会津松平家が藩用のため特に公許された。また越中富山藩では、天保2年4月（1931）の大火で富山城はじめ武家屋敷、諸社寺の焼失、家中の武具類の損傷の修復のためということで、名前も届出させた職人3人のみに限って箔打ちを許されている。なお、天保5年（1834）から3ヶ年のみという短い期限がつけられている。

親藩2藩と有力大名の3藩にのみ許されたということは幕府の箔の生産統制が如何に厳しいものであったかということが理解される。

後、文政年間にも幕府は再三箔打ち禁止令を出すこととなる。

### 4. 箔屋伊助

文化5年正月15日（1808）夜、金沢城二の丸から出火して、御殿をはじめ御広式などすべてが焼失した。藩では各種資材を必要としたであろうが、箔の調達を、金沢安江木町の町人箔屋伊助に命じた。

藩所用の金箔を打立てるため、金沢で行うこととし、京都より箔打職人若干名を傭い入れ、自宅にて製造をさせ、必要量を整えることが出来た。

京都よりの箔打職人が帰洛後、職人滞在中に技術を覚えたものが箔打をしたが、良質の金箔をつくることが出来ず、伊助は廃業してしまつたという。

伊助以前に金沢で箔打が密かに行われていたという説もあるが、おそらくは、利家時代より

続いたものではなく、完全に断絶していたのではなかろうか。したがって当時伊助は金座の箔の取扱い商人として、箔屋を名乗っていたものであろうし、藩命も彼を指名したのであろう。

富山藩の特例から考えて、加賀藩においてもおそらく幕府から期限つきの許可を得て金箔打ち方を行ったものであろう。

伊助の弟子たちは材木町の安田屋助三郎のもとで箔打ちをつゝけたが、品質の向上がみられず、越中屋與三右衛門を京都へ送り、彼は近江屋忠兵衛方に弟子に入った。技術の再修得後金沢に帰って、同業者に教え弘めた。そのために業は広まり、文政2年（1819）の竹沢御殿の建立に使われた金箔は助三郎らによって作られたものであった。

金沢での公認箔打ちが文化5年よりとすれば、文政期に入って技術は向上安定してきたであろうし、加賀藩でも細工所の御用箔打は行われてであろう。

幕府は文政3年（1820）、4年（1821）、9年（1826）に箔打ち禁止令を出しているが、藩では壳箔をのみ禁止している。しかし幕府の禁令が再三にわたり、ほそぼそとした製造では安心出来ず、江戸の公許を得ようという動向にむかってくる。

文政3年4月（1820）の幕府の金箔打立禁止令の触書では、

一、金箔並下夕金類取締方之儀、此度後藤三右衛門一手に申付候間、以来吹金、はづし金、屑金其外都て下夕金類所持致居候者は、金座並金座附下買へ売渡可申候、且金細工人金粉屋其他地金入用之者は、金座に於て買請可申候、私之相対を以、他所にて直売買一切致間敷候。

一、金箔の打立方之儀、此度江戸表に於て、上澄壳渡所取、箔地金金座より相渡、上澄に打立させ候上、金箔屋共へ相渡筈に候間、他所にて金箔隠打堅く致間敷候。

一、右下買之者並上澄壳渡所、其他職人共迄、金座より看板並鑑札等渡置候条、右之外取引致間敷候。

右之通相触候上は、下金類金座之外にて売買

致し候歟、箔隠打致候者有之に於ては吟味之上、急度可申付候。

とあって、金箔や地金は金座より買うことや、各自の相対売買の禁止、密造の厳禁などを命じているが、金沢では細工所用として依然打立てていたために改方役所から文政9年に停止させられているが、藩用のこととて曖昧の中すぎ、後にも改方役所からしばしば咎められ検挙されたが、改方の検挙は、形式的なもので幕府に対しての表面処置であったようである。

文化5年以後、金沢においても密造が起っていたことであろうと思われるが、再三の幕府の禁止、取締り策には、対抗上公然と許される方策を取らざるを得なくなる趨勢に向っていった。

## 5. 能登屋左助

天保13年4月（1842）に卯辰西養寺前の町人であった能登屋佐助は幕府に対し公認運動に動き出した。左助は後の越野左助であり、左助が書き残した記録は多く、現存しているものは10部11冊にのぼり、幕末の箔史にとって貴重な文献となっている。<sup>⑫</sup> 加賀の箔史の中で光芒をはなつものである。

左助は、金座の後藤三右衛門の手代を勤めていた浅草田原町の塩崎勝兵衛と縁づきであったのが幸いし、富山藩が特例で公許されたことを知り、願書を金沢町奉行水原清五郎、坂井忠左衛門に提出した。願書の手控によれば

一、天保十三年四月初而書附を以、町御奉行所奉願候。就仲間一統之示談仕候処、同意ニ而、時明申上ハ私身分成立之儀ハ如何様共相心得可申旨ニ而、是より願書等は私一名ニ奉願候。依之左之通奉願候。

但シ町御奉行水原清五郎様 坂井忠左衛門様也。

乍恐申上候

一、私儀、是迄江戸表金箔請壳仕罷在申候。然所、右金箔年月指越候得共、金色悪敷、其上瑕も出候而、免角壳捌方六ヶ敷、無是非つぶし箔に仕候ニ付、費相懸、甚損分多ニ相成難義仕罷在申候。依而外商壳方も仕度存念ニ御座候得共、是以思付申商壳方無御座、年々心配仕罷在申候内、近年右瑕箔等

製方相習申候ニ付、製方仕候得は如元宜敷  
箔ニ相成、毛厘も龜末に相成不申哉と乍恐  
奉存候。右ニ付江戸表箔主附柏原吉右衛門  
と申者之、箔直段精誠引合等仕候所、下直  
ニ御遺候様ニも申開候間、加越能三ヶ国入  
用之金箔卸元、私え被為仰付被下候様奉願  
上候。左候得は、是迄金箔瑕等出候而用立  
兼候箔も、私製方仕候得付龜末に相成不申  
義と奉存候間、何卒此段被為聞召上、前段  
願之通、金箔卸元、私え被為仰付被下候は  
難有恭可奉存候。以上。

卯辰西養寺前能登屋

左助印

天保十三年四月

町御奉行所

左助は願書で、瑕箔のことにふれ、損失が多く転業まで考えているがとも述べているが、箔業に対してなみなみならぬ意欲を燃している様子がありありとうかがえ、後々公許を得るまでねばった人柄がにじんでいる。

願書を提出したものの町奉行からの沙汰はなく、藩は幕府にも手続きもとらなかった様であり、左助は江戸に行き、塩崎勝兵衛と箔主付柏原吉告衛門と相談したところ、現在銀箔製造は京都に限り、金箔は三都に限られているから、如何なる名儀でも許されることはない。なお、尾張藩に藩候自用の箔を作り、売箔は江戸のものを専売するものがある事を教えられた。又勝兵衛より左助への次の書簡にも明らかである。<sup>14)</sup>

名古屋益屋町安綱次郎左衛門は、太守御手元  
御入用箔打立方、御城付御願立ニ相成（中略）  
御家柄、旁年限ハ不相極候得共、太守相  
用ニ相限（中略）売箔の儀も、太守右之者  
江御免之儀御願立ニ相成、尤尾州名古屋ニ相  
限リ、御取締にも相成候へは、國方取締相付  
候者、國益之筋に相聞候ニ付、箔屋看板御免  
被仰付 江戸箔売渡方、右之者に相限候。  
名古屋での金箔打立が公許されており、さらに  
仙台国分町の茂兵衛についても

太守領分之内出金有之地金を以、御手元入  
用之節、右之者江打方為致度段、太守より御  
願立に相成（中略）國主御手許御用之外、不

相成旨被申渡、乍併領分山出金有之候故、  
國元ニ而盜打いたし候哉、仙台領之箔、手厚  
く相見へ候。

とあり、金箔の打立が許され、隠し打ちもある  
らしく報じている。

さらにまた、富山藩の例としては、新川郡海  
老町の忠蔵の場合は、天保4年（1833）に藩よ  
り

去々卯月四日中、在所城内外一円之火災ニ而  
手元并家中とも、武器類等焼失、其外鎮守始  
諸堂社悉焼失仕候には、武器類等追々取立申  
度、併鎮守諸堂社も同様普請等申付度、右ニ  
而者、箔類多分入用御座候（中略）製揚之分、  
江戸表箔屋共買請、在所江相廻候得者、遠  
路之処、手数も相懸、其外湿入費用不少、極  
々難渉仕（中略）来年より子年迄七ヶ年之間、  
願之通御免相成候様仕度

と幕府へ出願をし、その返事の指令として

金箔入用之儀者、無拠相聞候に付、出格之訛  
を以、来午年迄来る申年迄三ヶ年を限り、金  
座役所鑑札請取、上澄江戸表に而買入差下  
し、右焼失に付而之用向之金箔計、領内にお  
いて為打立云々（中略）職人人数忠蔵共、都  
合三人に限り可申付

と金箔の打立てを許可されている。如何にも制  
限の厳しいものではあったが、諸種の例からも  
特例のあることが、左助にとっては、大いに勇  
気づけられるものであったろう。

同年11月に、左助は再度町奉行に願書を提出  
した。出願書には塩崎勝兵衛の内状をも添えた。  
願書は4月提出のものと同主旨であるが、塩崎  
勝兵衛の言も引用し、他国での箔打の公許の例  
を上げ切望している様子がうかがわれる。

（前略）就夫於御当地打立申義相叶候者、乍  
恐御國御益にも相成可申旨、數年種々手を尽、  
心配仕罷在候内、私一類に塩崎勝兵衛與申者  
(後略)

金沢での箔打ちは、加賀藩の国益になる事を強  
調した。さらに、

元來金箔與申ハ、至而秘伝御産候而、取扱方  
により、切レ金杯多出来、暨寝金に相成候分  
者金性替、免角損多に相成、費相懸申品に御  
座候故、右等之箔、御当地に而漬し箔ニ仕、

打直製法仕候得者、如之宜敷箔に相成、毛厘も庵末に相成不申義御座候間、何卒願之通、被為仰付被下候者、右潰箔製法之義者、私同職之者共与申合、何哉一統渡世にも相成可申義御座候、尤御聞屈之上者、重而仕法書可奉指上候、此段御慈悲を以、被為聞召上、格別之御詮議の上、願之通、被仰付為下候者、難有辱可奉存候。以上。

後段では、貴重な箔が無駄にならないことや、箔打業の者一同の生計が立つと述べて、4月に提出の願書より情報のふえたものとなっている。

当時の金沢町奉行水原清五郎は、願書を受理し御用部屋の老臣本多播磨守へ次のような一書を添えて進達した。

西養寺前能登屋左助より申者、箔類打立申製法手馴罷在候に付、於御当地打立渡世仕度、先達而願出候得共、金箔打立方之儀は、於公儀御締りも之有事故、段々及詮議處、江戸表金座等、手読を以承合、紙面相添差出申に付、御達之申候、表立御聞届に相成候得者、右を以渡世仕候者不少、且は御国益之筋にも可相成候間、御詮議之上、御願立之御模様等聞合方御座候様、聞番中江被仰渡候様仕度奉存候。町奉行の添書はかなり好意的で、箔打の多いことと国益の筋にもなると強調していて、4月願書の不沙汰とは打って変わった感じである。

藩当局は江戸表の加賀藩聞番に通達したので聞番山森権太郎は度々公儀へ照会したが、要領を得ないので、翌14年4月(1843)、聞番富永左膳は、江戸勘定奉行戸川播磨守に書面を提出した。

加賀於領内、是迄金銀箔売買之儀、猥に取扱不致様申渡置候得共、領内之者共より、御当地箔座方より為致買受、領内売箔之儀、右売人ニ相限り候様仕度奉存候、加州手許用に相成候節ハ、右取締申渡候者ニ打立方為仕度奉存候  
(後略)

領内に特に1人に売捌きを命じ、江戸の金座より買受けさせれば取締りも出来る。なお藩主用の公に限ってその売捌人に打立てさせたいという主旨であったが、6月には播磨守からは江戸表の加州留守居にあてて、次の様な厳しい返信となってきた。

書面、江戸表箔屋共製揚之金銀箔買請、於御領内壳捌之義一人江被申渡候儀者、差支無之、製揚之金箔買受度との義ハ、後藤三右衛門江可申渡置候、同人役所江申立、看板受取候上、為買受候様、可被致候、且御領内金銀箔打立之義は、難相整儀候事

これは左助の本意であった箔打立ては無残にうちこわされたし、一方藩当局も藩益と打立ての自由は得たかったものと思われ、今更ながら幕府の強い統制を感じたのではなかろうか。

左助には8月卯辰西養寺前の町肝煎兵次郎を通じて願書が却下されてきた。

左助は家柄町人のように藩権力に結びつく様な町人でなく、地子町の新興町人として藩も最初は軽くみていたのではないだろうか。

左助は戦略の転換を計って町奉行に3度目の願書を提出した。弘化元年8月(1844)である。左助の執念の強さが知られる。

従来藩内では公然と金銀箔の売買は行われず密売買であり、価額も不同で需要者も不便があるので、不正売買を絶ち、公私共に利便が得られるようとの主旨を立てて、領内専売権の取得を目指した。加賀藩内での不正取締に当るといふものであった。町奉行は横目肝煎に左助を調査させ、金座関係者との関係を確認し、老臣前田美作守に進達した。

金座から江戸表聞番へ看板受取りの通牒があったのは翌2年3月であった。左助は喜びに満ちて出立したことであろう。4月13日に江戸に到着した。

それより先、左助は江戸の箔を取扱う者は苗字を名乗る必要のある事を知り、町奉行所に願書を提出している。本稿とは関係少いが、箔史に冠たる左助の苗字取得であるので引用をする。

(前略) 今般江戸表え出府の上、金座後藤三右衛門方え引会仕、看板等申請度奉存候に付、当月廿九日出立、来る七月下旬罷帰申度、乍憚奉願上候。且又江戸表において箔取扱候者は都而名字相乗不申而ハ、於彼地引合方御指支の趣御座候に付、何卒出府中苗字相名乗申度奉願上候。右の趣格別の御慈悲を以被為聞召上、願の通御聞届被成下候は難有忝可奉存候。  
以上

弘化二年三月 卯辰西養寺前能登屋左助  
町  
御奉行所

左助は願の控につづいて、その顛末を

右、書附を以奉願候処、同十八日御聞届旨被仰渡、苗字何と相乘可申哉、願書可差出段被仰渡候付、則、越野と相名乗申度願出、と記し越野姓を希望している。

弘化3年(1846)閏5月28日には苗字許可の申渡しを受けに奉行所へ出むいている。下記のような題紙であった。

卯辰西養寺前  
能登屋左助事  
越野左助

右の者、今般江戸表金座より金銀箔粉類請売等いたし候義御聞届に付、苗字相名乗度段願出候。右職柄によって苗字相名乗候義は、願の通承届候。併御老中方え御達の筋有之節は、苗字特に付御達無之、家持左助と御達の筈に候。

右の通可被申渡候事。

当時の苗字は重要なものだったので、町奉行では、越野姓の使用の場合は職業上のもののみに限定した様である。いづれにしても左助は、大きな一歩を進めたといってよいだろう。

金銀等吹分方御用留記1冊、御算用場併産物方併鉱山方御用筋且金銀吹方等御附札物綴1冊、御算用場等御用筋一件1冊、京江戸両朱座一件留記1冊、諸用筋等留記1冊で全11冊にのぼる文献として貴重なものである。左助の残した書留めがなければ箔の歴史はわからないといつてもよいであろう。

現在は江戸村檀風苑に保管されている。

(13) 箔方諸事旧記

(14) 注(13)と同じ

#### 参考文献

下出積与「加賀金沢の金箔」(1972) 北国出版社

河野信次郎「金沢箔の沿革と現況」(1966) 河野金属箔粉株式会社

石川県教育委員会「石川県資料」(1973) 石川県  
「加賀藩資料」(1929)

金沢市「稿本金沢市史」(1925) 金沢市役所

石川県「石川県史」(1940) 石川県

金沢市史編纂委員会「金沢市史(現代篇)上、下巻」

田中喜男「百万石の職人」

#### 注

(1) 石川県箔商工業協同組合調。

(2) 江戸村附設檀風苑

(3) 明治大学下出積与教授は、江戸村の設置、各種民族資料、特に箔製作道具の収集調査、整理に当られ、箔の歴史や製作、道具について「加賀金沢金箔」の著があり、全貌がうかがえる先駆の著書として貴重で、本稿も各所に所説の引用をさせて頂いた。御厚礼を申し上げたい。

(4) 「加賀金沢の金箔」1972年北国出版社

(5) 「加賀藩資料第一編」1929年清文堂出版株

(6)(7) 注(5)と同じ

(8) 注(4)と同じ

(9) 注(5)と同じ

(10)(11) 注(4)と同じ

(12) 越野左助の記録で現存するものは

箔方諸事旧記2冊、箔方職株札渡方請書1冊、職方手伝人別併札増減帳1冊、越中新川郡虎谷村金山方願書等留帳1冊、御用箔打立方御免許諸事留記1冊